

## 第33回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成17年3月17日（木）午後1時30分～

場所 国分シビックセンター多目的ホール

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 諸般の報告
- 4 議 事  
(報告事項)
  - (1) 「霧島市」開設作業体制について
  - (2) 報告第18号 始良中央地区合併協議会幹事会規程の一部改正について
  - (3) 報告第19号 始良中央地区合併協議会専門部会規程の一部改正について
  - (4) 報告第20号 始良中央地区合併協議会分科会規程の一部改正について
  - (5) 報告第21号 始良中央地区合併協議会事務局規程の一部改正について  
(議決事項)
  - (6) 議案第5号 始良中央地区合併協議会会議運営規程の一部改正について
  - (7) 議案第6号 霧島市市章検討小委員会設置規程の制定について
- 5 その他
  - ・ 次回の会議日程等について
- 6 閉 会

会 議 出 席 者

福島 英行委員	石田與一委員
前田 終止委員	徳永麗子委員
吉村 久則委員	永田龍二委員
津田和 操委員	松山典男委員
小原 健彦委員	岩崎薩男委員
有光 謙二委員	狩集玲子委員
池田 靖委員	砂田光則委員
深町 四雄委員	松永 讓委員
徳田 和昭委員	児玉實光委員
川東 清昭委員	原田統之介委員
常盤 信一委員	八木幸夫委員
黒木 更生委員	林 麗子委員
稲垣 克己委員	
川畑 征治委員	
小久保 明和委員	
諏訪 順子委員	
西 勇一委員	
松枝 洋一郎委員	
秋峯 イクヨ委員	
延時 力蔵委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
東鶴 芳一委員	
森山 博文委員	
原 京子委員	
湯前 則子委員	
榎木 ヒサエ委員	
上村 哲也委員	
新村 俊委員	
宮田 揮彦委員	

会 議 欠 席 者

有村 久行委員  
西村 新一郎委員  
笹峯 護委員  
今村 日出子委員  
尾崎 東記代委員  
浦野 義仁委員  
今島 光委員  
今吉 耕夫委員  
大庭 勝委員  
山口 茂喜委員  
脇元 敬委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

ただいまから第**33**回始良中央地区合併協議会を始めさせていただきます。一同礼。本日の合併協議会につきましては、開会時点で出席者が**41**名、したがって、半数以上の委員の方々のご出席をいただいておりますことから、合併協議会規約に基づきましてこの会議が有効に成立していることを報告いたします。また、本日公務都合などによりまして欠席をされました委員からはそれぞれ欠席のお届けをいただいております。それでは、まず初めに始良中央地区合併協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。年度末の大変お忙しい日々を委員の皆様方それぞれお過ごしのことかと存じますけれども、第**33**回目の合併協議会に、始良中央地区合併協議会に出席を賜り誠にありがとうございます。先日の会議で当地区の合併に関する法手続きのことについて触れさせていただいたところでございますが、その後の状況について若干申し上げてみたいと思います。ご案内のとおり、去る3月8日鹿児島県議会におきまして合併に関する議案が可決をされたところでございます。その翌日に**11**月7日から1市6町を廃止し、霧島市を設置することの県知事の決定がなされております。予定ではこの3月**25**日、これを踏まえまして伊藤知事の方から1市6町に対して決定書の交付があると聞いているところでございます。一方、既に知事の方からは総務大臣への届け出がなされておりますので、4月の初めには総務大臣の告示により法的に合併の効力が発生するということとなります。さらに、この合併協議会、合併に関する協議を気を引き締めながら進めてまいりいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。本日は前回の協議会で申し上げておりました新たな新市の開設作業体制、この考え方がまとまりましたので、そのことを報告をさせていただきますとともに、関連する諸規程、それと霧島市市章検討小委員会の設置規程等につきましてご協議をいただくということになっておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げながら、ごあいさつに代えさせていただきますと思います。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

ただいまから委嘱状の交付を行います。霧島町の川畑繁委員の辞任に伴いまして、その後任として霧島町議会議長の深町四雄様に会長の方から協議会委員委嘱状を交付いたします。深町様、恐れ入りますが、中央の会長席の前の方にお進みください。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

委嘱状、深町四雄殿、あなたを始良中央地区合併協議会委員に委嘱します。任期は平成**17**年3月**17**日から協議会解散の日までとします。平成**17**年3月**17**日、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、よろしくお願いをします。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上で委嘱状の交付を終わります。これからの会議の進行につきましては合併協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。ここで深町委員からごあいさつの機会を求められておりますので、よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（深町 四雄）

ただいま会長より委嘱状をいただきました。私には大変重い委嘱状でございます。しかと責任を果たしたい気持ちでおります。どうかよろしくお願いいたします。（拍手）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。どうか協議会のためにご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。それでは、本日の会議次第に従いまして会議を進めさせていただきます。委員の皆様方の活発なご意見・ご協力をよろしくお願いいたします。初めに会議次第第3の諸般の報告です。合併協議会の行事や事務局の動き等につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。ここに諸般の報告として協議会の行事、会議の開催状況等について整理をしております。主なものについてご報告を申し上げます。2月の**17日**に第**32**回の協議会を開催した以降の各分科会等、幹事会、それぞれの開会状況について整理をしております。2月の**24日**でございますけれども、第**35**回の幹事会を開催いたしました。内容につきましては、本日の議事で提案いたしておる内容について協議をいたしております。これにつきましては、4月から新たな事務局がスムーズにスタートが切れるということを念頭に置きながら必要な規程等の改正を協議したり、それから、会長あいさつの中にもありましたとおり、新市の市章の検討小委員会の設置規程等当面急いでやらなきゃならない案件等についての整理をいたしたところでございます。それから、3月の8日でございますけれども、これもあいさつと重複いたしますので、内容は申し上げませんが、県議会の廃置分合の議案が議決をされ、そして3月の9日に知事の方で決定をされております。併せまして今後の予定といたしまして3月の**25日**に廃置分合の知事決定の決定書の交付式を臨むという予定にいたしております。現在協議会の事務局におきましては、前回の協議会でもその基本的な考え方について事務局の体制等にご説明申し上げましたが、その後の状況について若干さらに整理が進みまして、本日のまた中にご説明申し上げながら進めてまいりたいというふうに思っております。な

お、また、今後の予定等につきましては欄の下の方に整理をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。以上で諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方からございました諸般の報告につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。東鶴委員。

○始良中央地区合併協議会委員（東鶴 芳一）

それでは、ちょっと、質問というか、ちょっと教えてください。電算部会がこの1か月なかったようですが、作業は順調に進んでいると理解、判断してよろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

お答えいたします。電算作業につきましては、事務局の中に電算班なるものを昨年の4月1日より発足させておりまして、そこの方で対応いたしております。11月7日に向けて安全確実に稼働できるようにということで着々と作業は進めております。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（東鶴 芳一）

はい、ありがとうございます。当然その11月7日合併時に間に合わなければどうしようもできないという状態だと思います。今現在その何%ぐらいのその進み具合というのがわかりますか、100%とした場合。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

業務をですね33に分けてそれぞれ担当を付けて協議をさせてもらっております。それで33の各部門でどのぐらいというのはちょっと今のところは把握しておりません。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（東鶴 芳一）

把握されていないということは、結局そのまたトラブルというのをあるというふうですか、考えでいいんですか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

様式とかですね、そういう所が1市6町それぞれ違っておりましたので、そこを担当部局が出席して事務レベルで詰めて、今度はカスタマイズとか、そういう所に移る作業で、スケジュール的には順調にいったるようでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（東鶴 芳一）

じゃあ最終的なテストはいつぐらいから始めるというのも、これもまだわかりませんか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

テスト等につきましては、11月6日ですので、その2か月ぐらい前からはテストができるような状態にというようなことでも作業は進めております。

○始良中央地区合併協議会委員（東鶴 芳一）

最後の質問ですけど、契約書等、メーカーとの、我々拝見しておりませんが、もし11月7日本稼働間に合わなかった場合、このメーカーに対してペナルティーとか、そういうのの文言が入っているんですか。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

作業の進行状況につきましては次長の方からお答えしたとおりでございますが、なかなかその数字とかという形で整理というのは非常に難しいかと思っております。答えさせたとおりでございます。それから、契約の内容についてでございますけれども、この契約につきましては、ご承知のとおり、1市6町で負担をし合いまして、そして国分市の方にいわゆる負担金を提出をしていただきまして、国分市が代表の契約という形の手法をとっております。したがいまして、事務局の方の電算班、それからこの電算の部会、分科会という所との共同作業という形で電算の開発業務にあたっているところでございます。それから、お尋ねの契約の件についてでございますけれども、この契約につきましては、したがいまして、国分市の方で代表の契約を結んでいるというところでございます。当然にいわゆるこういうような損害賠償的な条項はこの契約の中には盛り込まれているというところだと思っております。（「入っているということですね。」という声あり）、入っております。（「はい、ありがとうございます。以上です。ありがとうございました。」という声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」という声あり]

ほかに質問等はないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第4の議事に入ります。報告事項の（1）、「霧島市」開設作業体制についてを議題といたします。事務局の方から説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

それでは、「霧島市」開設作業体制について説明を申し上げます。資料は3ページから6ページでございますが、前回の協議会でこの作業体制の基本的な考え方を説明させていただいております。その後開催されました幹事会において、本日この後に提案いたします各規程を協議する中で、専門部会について新市の組織体制の素案に沿って再編するのであれば、産業経済専門部会を新市の部に合わせて農林水産専門部会と商工観光専門部会に分けた方が好ましいのではないかと提案があり、協議をいたしました。その結果、本日の資料の3ページの中ほどに記載しておりますけれども、前回の説明時は産業経済専門部会であったものを、従来どおり農林水産専門部会と商工観光専門部会に分け、13の専門部会に再編することにいたしました。そのほかにつきましては前回説明したとおりで変更はございません。それでは、概要をかいつまんで再度説明をさせていただきたいと思っております。3ページです

けれども、11月7日新市スタート時に業務がスムーズに遂行できるように始良中央地区合併協議会の組織体制を4月1日より霧島市開設作業体制へ移行します。専門部会は、ただいま言いましたように、現在の**12**から**13**に、そして分科会は現在の**52**から**27**にそれぞれ再編いたします。4ページ、5ページですけれども、霧島市開設作業につきましてはこの二つの体制で進めてまいります。一つ目が4ページです。これは今までの体制でございます。事務事業一元化調整において合併までに調整するとした住民生活に関連の深い項目を中心にこの体制で調整を進めてまいります。また、協議会の下に霧島市市章検討小委員会を設置いたします。この件につきましては後ほど議決項目の所で説明をいたします。二つ目が5ページの新しい体制でございます。霧島市開設準備体制でございます。合併までには事務事業一元化のほかにも雑多も含め多岐にわたる膨大な項目を調整する必要があるがございます。これらを限られた時間内に効率的に協議するためにこの体制で調整を進めてまいります。なお、決定された項目につきましては必要に応じて協議会に報告をいたします。このように4月以降の霧島市開設作業はこの二つの体制で調整を進めてまいります。6ページです。4月1日以降の事務局体制でございます。現在の5班体制を9班体制に、事務職員につきましては現在の**25**名を**69**名体制に再編充実を図って合併準備作業にあたってまいります。以上で「霧島市」開設作業体制についての説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、この件につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。特に質問等はないようでございますので、「霧島市」開設作業体制についての報告事項でございますので、終わらせていただきますが、はい、どうぞ。はい、稲垣委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

つまらないことですが、4ページの今、次長が説明してくださいましたその点線の括弧の中の専門部会と分科会、この分科会は**50**、これは**52**じゃなくて、**27**なんですか。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

はい、お答えいたします。4ページ、5ページにつきましては4月の1日以降の体制ということで、現在は**52**ですけれども、**27**でということですよ。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。ほかにはございませんでしょうか。ほかになければ、この報告事項につきましては終わらせていただき、このように進めさせていただきたいと思っております。次に、議事の（2）、報告第**18**号、始良中央地区合併協議会幹事会規程の一部改正についてを議題といたします。事務局の方から説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

資料は7ページになります。本日報告します4件につきましては、今ありましたとおり、協議会の組織体制が4月1日から開設作業体制に移ってまいります。それに基づきまして必要な規程の改正を会長が専決し、本日報告するものでございます。まず、報告第18号、始良中央地区合併協議会幹事会の規程の一部改正について、始良中央地区合併協議会幹事会の規程の一部を次のように改正したので、報告する。3月17日提出、会長名でございます。改正の主なものにつきましては、幹事に新しく1市6町の総務課長、財政担当課長を加え、併せてコミュニティ関係の協議をするためにコミュニティ検討委員会、コミュニティ調整会議を置く改正でございます。附則につきましては、この規程につきましては17年4月1日からの施行といたしております。なお、8ページ、9ページに新旧対照表を添付いたしております。以上、説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の報告に対しましてご質問等が何かございますでしょうか。どうぞよろしくお願いたします。特にないようでございますので、報告第18号、始良中央地区合併協議会幹事会規程の一部改正については終わらせていただきます。次に、議事の（3）、報告第19号、始良中央地区合併協議会専門部会規程の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

資料10ページでございます。報告第19号、始良中央地区合併協議会専門部会規程の一部改正について、始良中央地区合併協議会専門部会規程の一部を次のように改正したので、報告するものでございます。3月17日提出、会長名でございます。専門部会規程のうち第4条につきましては副部会長でございますけれども、これを従来の「2名」から「3名」に改めております。第9条につきましては会の庶務についての規程でございますけれども、これを従来の「部会長の属する市町」から「合併協議会の事務局」に改めております。なお、別表につきましては、先ほどありましたけれども、12の専門部会を13の専門部会に改めております。11ページから12ページにつきましては新旧対照表でございます。この規程につきましては4月1日からの施行といたしております。以上、終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいまの事務局の説明、報告に対しましてご質問がございましたら、よろしくお願いたします。特にないようでございますので、報告第19号、始良中央地区合併協議会専門部会規程の一部改正については終わらせていただきます。次に、議事の（4）、報告第20号、始良中央地区合併協議会分科会規程の一部改正についてを議題といたします。事務局の方から説明をお願いいたします。はい、

事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

資料は**13**ページでございます。報告第**20**号、始良中央地区合併協議会分科会規程の一部改正について、始良中央地区合併協議会分科会規程の一部を次のように改正したので、報告をする。3月**17**日提出、会長名でございます。分科会規程のうち第4条につきましては副分科会長の規程でございますけれども、従来の「2名以内」を「5名以内」に改めております。第8条は会の庶務につきましてはの規程でございますけれども、これを「分科会長の属する市町」の定めから「協議会事務局」に改めております。別表につきましては**27**の分科会に再編をいたした分で整理を行っております。附則でこの規程につきましては4月1日からの施行といたしております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまの事務局の説明に対しまして何かご質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございますので、報告第**20**号、始良中央地区合併協議会分科会規程の一部改正については終わらせていただきます。次に、議事の（5）、報告第**21**号、始良中央地区合併協議会事務局規程の一部改正についてを議題といたします。事務局の方から説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

資料**17**ページでございます。報告第**21**号、始良中央地区合併協議会事務局規程の一部改正について、始良中央地区合併協議会事務局規程の一部を次のように改正したので、報告する。3月**17**日提出、会長名でございます。事務局規程のうち事務局の組織が第3条でございますけれども、従来総務班、計画班、第1調整班、第2調整班、電算班、5班体制でやってまいりましたけれども、これを、先ほどありましたけれども、総務消防議会班、財政班、企画班、電算班、産業経済班、建設水道班、生活保健福祉班、教育班、プロジェクト班の9班体制に改めるものでございます。別表でそれぞれ班の仕事、事務分掌を整理をいたしております。**17**ページ、**18**ページ、それぞれ総務消防議会班、それから財政班から**20**ページの教育班、プロジェクト班までこういった仕事をしていきますということで整理をさせていただいております。附則でこの規程につきましては4月1日からの施行といたしております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまの事務局の説明に対しまして、報告に対しましてご質問がございましたら、よろしくお願ひ申し上げます。

〔「なし」と言う声あり〕

はい、特にないようでございますので、報告第**21**号、始良中央地区合併協議会

事務局規程の一部改正については終わらせていただきます。これから議決事項に入らせていただきますが、議事の（６）、議案第５号、始良中央地区合併協議会会議運営規程の一部改正についてを議題といたします。事務局の方から説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

資料は**26**ページでございます。議案第５号、始良中央地区合併協議会会議運営規程の一部改正について、始良中央地区合併協議会会議運営規程の一部を次のように改正したいので、承認を求めるものでございます。３月**17**日、会長名でございます。協議会の会議運営規程の中で協議会の定例開催の日を第３条で定めております。従来「毎月第２・第４の木曜日」と定めておりましたけれども、これを４月以降「毎月第３木曜日」に改める改正でございます。この規程につきましては附則で４月１日からの施行といたしております。以上、説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から提案説明がございましたが、本件についての質問、ご意見等がございましたら、よろしくお願い申し上げます。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございます。それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、議案第５号、始良中央地区合併協議会会議運営規程の一部改正については提案のとおり承認をされました。次に、議事の（７）、議案第６号、霧島市市章検討小委員会設置規程の制定についてを議題といたします。事務局の方から説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

資料**30**ページでございます。議案第６号、霧島市市章検討小委員会設置規程について、始良中央地区合併協議会規約第**12**条の２項の規定に基づき霧島市市章検討小委員会設置規程を定めたいので、承認を求める。３月**17**日提出、会長名でございます。規約によりまして小委員会は、第**12**条の中で「小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。」という規定の中で定めるものでございます。第１条で趣旨を定めております。第２条で所掌事項として、１号でございますけれども、関係市町が合併した場合における霧島市の市章候補の募集及び選定に関すること。２号でその他新市の市章選定に関し必要な事項を定めております。第３条で組織を、協議会規約の第７条第１項第３号に規定する委員のうちからということで、協議会委員のうち学識経験を有する人の中のうちから１市６町の長が協議して定めた者**15**名以内の委員により構成するとしております。第４条でデザイン等に関し専門的な知識を有する者をアドバイザーとして指名する

ことができるという定めをいたしております。第5条で役員、委員長一人、副委員長一人、役員につきましては小委員会の委員の互選で定めるといたしております。第6条で役員の職務、第7条では会議、第9条で報告として、委員長は小委員会の協議経過及び結果について随時協議会の会議に報告をするものと定めております。附則でこの規程につきましては平成17年4月1日からの施行といたしております。32ページにスケジュールの案を添付いたしております。説明させていただきます。3月17日、本日協議会でございますけれども、この中で小委員会の設置について設置の承認をいただき、小委員会を4月の7日、木曜日になりますけれども、これを第1回の小委員会、ここでは役員の互選であるとか、市章の募集要項、選定基準等を決めていただく。併せてこの全体スケジュールにつきましてもその小委員会の中で確認、決定をしていただきたいと思います。それをもって次回の4月の21日の協議会でそれらについて報告をしていくということでございます。事務局といたしましては、右側の方になりますけれども、公募の期間を5月の1日から6月の20日、真ん中の所には専門家による絞り込み作業、括弧の中で「30点ないし50点」というふうに書いておりますけれども、これ等につきましては小委員会の方で協議をしてまいりたいというふうに考えております。小委員会、協議会に報告をしながら、最終的には、小委員会の所の真ん中の所でございますけれども、5点以内に絞り込むということでございます。それを8月17日の5点以内につきまして協議会の方で報告をし、その後協議会の方で決定をしていくということで、9月の21日の協議会の中ではそれを1点を決定していただきたいと思いますというふうに考えております。場合によっては検討小委員会の中で1点まで決まるかもしれませんが、それを含めて協議会の方には報告、決定をしていただくという考え方を持っております。最終的には17年の11月の7日合併施行の日にはこの市章を定めておきたいということになります。なお、スケジュールの関係で、本日設置規定が承認されましたならば、後もって小委員会の委員15名を選考していただきたいと思いますというふうに考えております。以上、説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から提案説明がございましたが、本件についてのご質問・ご意見等ございませんでしょうか。特にないようでございますので、委員の皆様にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、議案第6号、霧島市市章検討小委員会設置規程の制定については提案のとおり承認をされました。以上で議事につきましては終わりますが、ただいま霧島市市章検討小委員会設置規程が承認されましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおり、ただいまから同設置規程第3条に基づ

き委員の選任を行うため暫時休憩をさせていただきます。

「休憩 午後 2時05分」

---

「再開 午後 2時10分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

会議を再開いたしたいと思います。ただいまから霧島市市章検討小委員会委員名簿をお配りをいたしたいと思います。ただいまご配付いたしました小委員会の委員、1市6町の長が協議して定めた者**15名以内**となっております。今名簿のとおり**15名**を選任いたしましたので、ご報告を申し上げたいと思います。国分市が諏訪委員と西委員、溝辺町が秋峯委員と延時委員、横川町が道祖瀬戸委員と原委員、牧園町が山口委員と湯前委員、霧島町が榎木委員と宮田委員、隼人町が徳永委員と松山委員、福山町が狩集委員と砂田委員、それから広域枠として林委員でございます。ご確認をお願いいたします。それでは、皆さんご確認をいただきましたでしょうか。この委員名簿のとおりご了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ありがとうございました。委員に選任された皆様には大変でしょうけれども、どうかよろしく願い申し上げます。次に、会議次第5のその他に入ります。まず、事務局の方から、前回の協議会で質問、要望のあった事項について説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

前回の協議会で西委員の方から質問がございました国民健康保険税をどういう手順で決定していくのかということにつきまして回答をさせていただきたいと思いません。資料につきましては、本日お配りしております一番上に「国民健康保険事業」、四角囲みで出しております資料でございます。協議会の皆様方はよくご存じだと思いますが、確認ということで、まず、この国民健康保険事業とはどういう仕組みになっているのかというのを前段で説明をさせていただきます。しかし、この事業につきましては一口で説明できるものではございませんので、荒っぽい説明になるかと思いますが、よろしく願いいたします。まず、国民健康保険事業は市町村の事業の一つでありますけれども、一般の行政事務が市町村民税等の一般財源により賄われるのに対して、この国保事業は被保険者が納める保険税と国庫負担金等の収入で保険給付や保健事業の支出を賄う事業でございます。一般の事務事業とは異なる特色を持っております。もちろん国保事業は、地域住民の医療を保障し、住民の福祉を増進する目的で行われるもので、収益を目的とするものではございません。この意味で営利行為を行う企業経営とは根本的に異なりますが、特定の収入をもって特定の支出に充てる事業経営という点では企業経営と類似しておるようでございます。そこで国保事業が健全に運営されるためには企業経営の原則も考慮し、

そして国保に関する収入、支出につきましては、市町村の一般会計と区分して特別会計を設けることとしておるようでございます。この国保事業は、先ほど地域住民の医療を保障して住民の福祉を増進する目的で行われるものであると申しましたが、この事業に要する費用は、保険給付に必要な経費、保健事業に要する経費、事業の管理運営のための事務的経費の三つに大きく分けられます。その中でも特に保険給付に必要な経費、これは被保険者が病院等にかかった時に要する費用、つまり医療費に対する負担でございますが、これがその大部分を占めております。もちろんその時は病院にかかった被保険者も3割負担するなどの一部負担は生じることになります。次に、本題の国民健康保険特別会計の予算はどのように決定されるのか。また、どのような財源構成になっているのかということでございます。まず、予算の決定についてですが、国保特別会計のほとんどを医療に関するものが占めておりますので、その市町村における被保険者数、過去の実績、人口動態、社会経済状況などから次年度の医療費等の推計を行い全体額を決定いたします。そしてそれに基づく歳入につきましては、本日お配りしております資料の1番目、国民健康保険給付費の財源構成をご覧ください。資料に記載してあります割合でそれぞれの予算額を確定するということになります。歳入の半分以上が国庫の負担となっております。そして残りの大部分を被保険者が負担する保険税となっております。なお、国庫の負担は実績に基づき歳入されることとなります。また、医療費等の推計に基づき全体額を決定すると申しましたけれども、インフルエンザなどの大流行や急激な社会情勢の変化などで保険給付金に不足が生じた場合は、手続きを経て国民健康保険給付基金より経費の財源補てんをする仕組みとなっております。この基金額も含めて国民健康保険に関する1市6町の各種のデータにつきましては、平成**15**年の**12**月**11**日開催の第**14**回協議会の国民健康保険事業の取扱いについて提案時に参考資料として掲載しておりますので、お目通しを願いたいと思います。また、この基金額につきましては、本日の資料の2番目に記載しております各市町保険給付に要した費用の前1年間の平均3か月の額に相当する額に達するまで毎年度余剰金から基金として積み立てるものとするとした基金条例の中に同じような規定があるようでございます。そしてこれから算出いたしますと1市6町の想定される基金額は約9億1千万円程度になるようでございます。一方、平成**15**年度末の1市6町における合計の基金高は約8億7千万円となっております。また、西委員も指摘されましたように、1市6町の近年における年度末の合計基金高を見てみますと、少しずつではありますけれども、目減りをしているようでございます。よって、合併協議会で国民健康保険事業の取扱いについては、資料の3番目に記載しております調整方針を承認いただきましたので、今後はこの方針に基づき、現状を踏まえ、分科会、専門部会等で先ほど申しました手順で調整を進めてまいりたいと思っております。以上で説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

何かございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。引き続きまして、はい。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

同じく前回浦野委員さんの方から質問がありました。本日欠席をされていらっしゃるけれども、回答をさせていただきたいと思います。なお、この回答につきましては浦野委員さんにも前もって説明し、納得をしてもらっているという回答でございますので、委員の皆様方にもおつなぎをしたいと思います。資料につきましては南日本新聞の写しを整理いたしております。併せて、前も配りましたけれども、スケジュール関係、これについて説明をさせていただきたいと思います。浦野委員の質問につきましては、薩摩川内市の**17年度**の発表された予算のうち土木費の減が非常に大きいというような質問等ございました。霧島市ではこのようなことはないのかという趣旨であったというふうに考えております。この南日本新聞の記事によりますと、表題として「薩摩川内市当初予算案**461億**8千万円、合併前に比べて**10%減**」ということになっております。特に気になりますのが2段目の所の前から5行目でしょうか、「合併特例債は限度額が、この旧市町での限度額になりますけれども、**480億円**だが、8億円の計上にとどめた。」というのが書いてございます。薩摩川内市はまちづくり計画の中で特例債の活用額を、ここにありますとおり、限度額は**480億**ですけれども、活用額につきましてはこのうちの4割程度、**200億**を活用するという計画をもともと持っておりました。そうしますと**10年**で割りますと、年額にいたしますと約**20億**程度の**10年**ということになるんじゃないかなあというふうに考えます。霧島市ではこれを限度額が**546億円**、そのうち当初**400億**といたしておりましたけれども、現段階では見直しをして**350億**の活用というふうに定めております。併せて、下から2段目の所でしょうか。前から5行目ぐらいですけれども、「合併前に要望の強かった道路整備などは控えています。土木費は**31.5%**、**20億**6千万円の減とした。」というような形であります。市長のコメントとして「合併の期待に応えられなかったともう素直に認めると。限度額の**60分**の1しか計上しなかった合併特例債が、9月補正予算では上積みされるのは確実であるということですのでけれども、3割以上は市財政からの持ち出しである。」ということが書いてあります。「したがって、健全財政化を図りながら市民サービスをいかに向上させるか。市民の理解が鍵を握る。」というふうに書いてあります。3割以上は市財政からの持ち出しというのは、合併特例債につきましては返済額の7割が交付税で国の方が措置をしてくれるということでもあります。残り3割について新市で負担するという意味でございます。新聞記事はそういった形での書き方がしてありますので、お目通しをしていただければと思います。裏面にはそれぞれ、歳入歳出それぞれ書いてあります。土木費の所が、書いてありますとおり、△の

31.5%というのが当初予算の予算編成でございました。ここら辺を心配されて質問をされております。次に、スケジュール表の方に移りますが、前にも配りましたけれども、本日現在事務局の考え方でございますけれども、その1枚紙の横に見るスケジュール表があると思います。A4のスケジュール表ですけれども、平成16年から17年度の合併協議会のスケジュールでございます。一番下の所に財政関係として予算編成作業を書いております。一番下の所につきましては予算編成作業ですが、新市の予算につきましては、17年度が途中まで、11月の6日までになります。ただその後新市では11月の7日から約半年間の予算を組むことになりますけれども、本格的には18年度から動き出すのかなあというふうに考えております。一番下の所の7月の所に平成18年度新市予算調整編成方針の検討というのがあります。これは新事務局体制ができましたら、4月の段階から18年度をどうしていくんだということを検討してまいります。その中でそれぞれ事業費をどうするというこの編成作業に入っております。それをするにあたりましては、その一つ上の欄の所に平成18年度予算とリンクするものの調整というのがあります。各分科会との調整、これは予算調整をしております。一元化調整をする中で予算が伴いますので、そこら辺の整理、それをするには、その上の方に、財政計画を現在持っておりますけれども、その17年度の当初予算を見ながらまたこの見直しもしていかないとはいけません。そういった作業、計画関係の所に、その上の所にありますけれども、計画関係のラインの所の少し上にあります。主要目玉事業の検討というのがあります。新市としての主要目玉事業の検討、それからその上には過疎・辺地事業の検討、これは現在過疎の所が横川、牧園、福山でございますけれども、17年から21年までの後期の計画を持っておりますけれども、新市になったらこれをさらに一本化しなければいけない作業等が出てまいります。こういった作業、それからその上の方に特例債の事業の検討、それからその上の方に各市町別にハード事業の検討をしなければいけないということになってまいります。その上の方には、各市町実施計画等がもう既にありますので、こういった形での作業が必要になってくるというような形になってまいります。これらの作業を今後進めていながら、18年度の予算にこれらを反映していくということになりますけれども、これらの作業が遅れてしまいますと当然18年の段階で合併効果が反映されなくなりますので、遅れてしまうということでございます。このスケジュールではそういった形にならないように計上してありますので、極力このスタイルでいきたいというふうに考えております。ご承知のとおり、予算のつくり方につきましては、歳入はある程度まとまって、決まっておりますので、調整の中で、ソフト事業に大きく伸びてまいりますと、普通建設事業と言うんでしょうか、ハード事業で当然調整をしてハード事業が少なくなるという形になってまいるというふうに考えております。今後はこういった作業を進めながら18年度の予算、併せて17年度の新市の予算もですけれ

ども、そこら辺を整理をしていくということになってまいりますので、このスケジュールについてもご理解していただきたいというふうに考えております。現段階では数字として示すことはできません。17年度予算、18年度予算がスムーズに、内容のある予算になるように新事務局体制の中で早速取り組んでまいりたいというふうに考えております。それから、もう1点、延時委員さんの方から要望がありました件につきましても、それぞれこのスケジュールの中で検討すべきものにつきましてはそれぞれ検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございます。何かございませんでしょうか。なければ、もう一つこれやろうかな。はい、事務局、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

質問への回答じゃございませんけれども、引き続いて1市6町の指定金融機関選定のスケジュールフローの案について説明をさせていただきたいと思っております。資料につきましては本日お配りしてございます。合併の期日が17年の2月14日から17年の11月7日に変更になりましたが、この指定金融機関の取扱いの調整方針自体は変更がなかったというようなことで、11月7日の合併の期日におけるこのスケジュールフローをまだ協議会の方にお示ししておりませんでした。遅くなりましたけれども、本日配付して説明をさせていただきたいと思っております。このスケジュールでは、合併まで残された時間と指定金融機関内定後の事務レベルでの作業、そして先進地でございます薩摩川内の事例等を考慮いたしますと、5月の19日の協議会に指定金融機関も報告したいという計画でございます。それでは、今日までの経過と協議内容の概要を説明をさせていただきたいと思っております。経過でございますけれども、平成15年になりますけれども、12月に、現在の1市6町の指定しております金融機関、JAあいら、そして鹿児島銀行ですけれども、この2社にアンケートを依頼して、回答をいただいております。そして16年の3月25日、ちょうど1年前ですけれども、この協議会において指定金融機関についての調整方針を承認いただきました。その後1市6町、1市5町の問題がございまして、昨年12月合併調印を確認後、分科会でアンケートの結果を受けて、分からない点を重点に金融機関のヒアリングを実施することを決定して、その実施の方法を検討しております。その後につきましては、本日の資料に記載しておりますが、1月19日金融機関のヒアリング、そして2月9日、収入役、分科会合同の会議等を開催しております。あとはお目通しをお願いしたいと思います。また、協議内容につきましては、両金融機関の諸状況についての検討、これにつきましては両金融機関の指定金の状況とか、経営状況とか、アンケート、ヒアリングの書類の分析等でございます。そして、また、新市で見込まれる会計の事務量とか、そして、また、指定金融機関内定後の事務調整スケジュールなどを中心に出納分科会、そして収入役会で協議を行い、あ

らゆる面から検討を重ねてもらっております。どちらを選定するかにつきましてはなかなか難しいようでございます。しかし、合併までの残された時間、内定後の調整作業を考慮いたしますと、今後精力的に調整を行い、首長会で内部決定を行って、5月19日の協議会に報告したいという計画でございます。以上で説明を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。さあ、そのほかに、はい、また、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

お手元の方に予算書のまとめを配付しておりますので、少し説明させていただきます。本日の配付資料でございます。表の方が平成17年度各市町一般会計当初予算の状況ということでまとめさせていただきました。現在各市町の議会の提案中の額でございます。決定した段階ではありませんけれども、参考にさせていただきたいということで整理をさせていただいております。主なものについて説明をしますけれども、歳入につきましてはそれぞれ後もお目通しをしていただければと思います。国分市の方の一番下の所になりますけれども、歳出合計の増減率が書いてございます。対前年度6.4%の増ということでございます。内容として大きなのが合併関係の電算システムに対する各市町からの負担金等がこれに入っております。併せて国分中学校、南中学校の改築が入っている関係で対前年比6.4%の増ということになっております。横川町につきましては、17年度の当初予算につきましては、町長選挙が近くあるというようなことで骨格予算というふうに伺っております。したがって、対前年比△の19.7%と。牧園町につきましては、16年度が2月に町長選挙が行われたということで、一部骨格予算だったということで、プラス4.1%になっております。右側の方にいきます。1市6町の合計でございますけれども、トータルといたしまして当初予算は△の0.7%ということになっております。合計しますと497億、約500億の予算が1市6町の合計だというふうに見ていただければと思います。裏面をお願いいたします。この表につきましては各市町の特別会計及び公営企業会計の当初予算の状況でございます。この数字につきましても現在議会に提案中の数字であるということをご理解していただきたいと思っております。特別会計につきましては表記のような事業があるということをご理解していただければと思います。国民健康保険であるとか、老人保健医療であるとか、介護保険、こういう特別会計があります。それから、下の方にいきますと公営企業会計、水道であるとかというのはそれぞれ町によって、市町で違うということになります。上の段の1市6町の合計という所を見ていただければ、先ほど話をしましたけれども、一般会計が約500億、それからそれぞれの特別会計を合わせますと約336億、締めて一般会計と特別会計の合計は834億というのがこの1市6町の足し込みをした段階での予算になるというようなことでございます。これらを参考にしながら今

後17年、18年度予算の編成に入っていくということになろうかというふうに考えておりますので、参考までに説明をさせていただきました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

前回の質問等を含めて事務局の方から説明をいただきましたが、何かございませんでしょうか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

まず、先回の質問にですね丁寧に答えていただきまして感謝しています。今各市町議会が開かれていると思うんですが、その中で私も隼人の合併調査特別委員会で出された意見についてですね、2点ほどあったんですが、その点についてお尋ねして、また、今日返答がなければですね、次の協議会でもよろしいですので、ご回答いただければというふうに思います。1点目はですね、これは既に第19回協議会で調整方針決定されてます一般職の職員の取扱い、身分の取扱いですね、についてなんですが、4点ほど調整方針が掲げられているんですけども、「合併して減ったのは、首長、三役と議員だけだった。」というですねある町の三役の方ですね、合併した町の三役の方がおっしゃったそうなんですけれども、それは余りにもひどいじゃないかという意見が出ました。やはり固定費としての人件費とかですね、そういった点の削減をどうやって進めるのかというのが、こういった合併を機に、こういう時期こそできないのが一つあるのではないかという意見が出されました。それは、先般「JT（日本たばこ産業）が希望退職を募集したところ、その思った数よりかなりたくさんの方がですね応募された。」という発表がありましたけれども、この1市6町関係でそういう希望退職は募らないのかという意見が出されました。そういう方もいらっしゃるかもしれない。あるいはいないかも分かりませんが、若干ですね条件を上積みするとか何なりしてですね、そういった固定費の削減に取り組んで弾力性のある財政運営ができるようなですね形を将来築いていけるその基礎を築いていけないもんだらうかという意見が出されました。これは総務部会ですかね、専門部会等で協議されたのか、されなかったのかわかりませんが、協議されたとすれば、どういう話が出たのか。あるいは、今後行政のトップに立たれる方の施政方針にもよると思うんですが、そういうのは全く考えられないものかどうかですね。今日お答えできなければ、次回でも構わないですので、ご検討いただければというふうに思います。もう1点、議長続けてよろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

もう1点はですね、伊佐北始良環境管理組合のことなんですが、本1市6町の中に構成されています横川町と牧園町がこの伊佐北始良環境管理組合に加入されているわけなんですけれども、この環境管理組合が設置しました、およそ2年ほど前だと思

うんですが、清掃工場ですね、ガス化溶融炉のことなんです。建設費が58億円と聞いたんですが、ここら辺も又聞きですので、よく分かりませんが、それが非常に休止が多いということを知っています。私どものこの場合はタクマの技術を採用して、トラブルが少しはあったと思うんですが、それでも本当に軽微なですねもので済んでいるかに聞いているんですけども、この伊佐北始良環境管理組合のこの炉はですね石川島播磨とクボタの共同企業によるものなんですけれども、瑕疵担保期間が5年というふうに聞いています。そうしますとその期間が過ぎた場合ですね、こんな休止状態が続く炉がですね、一部ではあるにしろ、私どものまちの一面に存在し、そして将来不必要な負担を我が霧島市が負わなければならないという事態が発生した場合は非常に困るというふうに考えるわけです。ですから、このことについてどういうふうに関係市町でですね調整されているのか。また、この企業とですねどういうふうに関係が得られているのかというあたりをですね是非調査をいただいて協議会に報告をいただければというふうに思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今ん段階で事務局言える部分がある。それから、伊佐関係はまた別途組合つくっておられると思いますので、そこ中でまた整理をしてもらったものを出していただければと思いますが。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、1点目の方のご質問にお答えをいたしたいと思います。いわゆる合併による節減効果というものの中的一个だろうというふうに思っております。新市のまちづくり計画を住民説明会等に活用するためにまとめました計画をつくったわけですけども、その中で職員の部分についても触れている部分がありました。その資料に基づきますと、大ざっぱな数字になりますが、1市6町現在約**1,200**人の職員がおりますけれども、これにつきましては約**960**人体制にまで職員の数は将来的に減じていくという一つの目標を示しておりました。これらの目標に対する取り組みという形になってくるのかなというふうに察するところでございます。基本的には職員の身分は保障されているという制度上の大前提がございます。また、そういう中でいわゆる早期の退職の制度ということが、これをどうこの職員の減の中にさらに取り込めるのかというような視点だろうかと思っております。現時点におきましても、詳細に把握はしておりませんが、いわゆるその職員の早期の退職制度につきましてはほぼお持ちであるのではないかというふうには思っております。当然にまた新市の中でもそれらを踏まえまして今後そういう視点も取り入れなければいけないものだろうとは思っております。さらに、また、新市の組織機構の中でもこの行財政改革という視点は大事になってこようかと思っておりますので、そのようなセクションも当初の説明会の中では今検討されているというような状況もございますので、そういう所でさらに取り組んでまいるといふことになろうかと思っ

ております。現在総務の分科会なり、それから総務課長会の中でいろいろとそういう視点でご協議を願っているというふうに思っておりますが、その内容についてまだ詳細にこちらの方も掌握はいたしておりませんので、もしそこら辺から事情を把握いたしましてこの協議会の方に報告ができるものについては報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、前田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（前田 終止）

稲垣委員より伊佐北始良の環境管理組合、これの関係で、未来館と申し上げますが、その件で休止が非常に多くて大変困っておられると。そしてガス化溶融炉、この件に関して将来的不安があるというようなご指摘をいただいたわけですが、私どものこの地域では昨年の夏の段階からこの組合議会の中に特別委員会を設置いたしまして、大変多額な費用をかけて造って、そこそこの施設でございますから、こういうことがもう二度とあってはいけないという視点に立ちましてその委員会を設置していただきました。そしてその特別委員会の委員長には、私どもの牧園町議会の議長である池田議長が委員長として席を務めていただき、つい先日まで離合集散を繰り返しまして、この件に対する対応、協議がちょうど一区切り済んだところでございます。ついてはですね、この私の後をとって、その特別委員長を務めて委員長報告をまとめられた池田議員の方よりですねその疑問について今の段階で概略答えられる所をお答えさせていただきたいと存じます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、池田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

いいですか。今、前田町長からお話がありましたように、昨年の夏に、稲垣委員がおっしゃいますように、休止が多いということが問題になりまして、それから検討を加え、**12**月の**8**日にですね特別委員会を結成いたしまして、組合議員全員がこれに加わった特別委員会をつくりました。計**5**回、**2**月の**21**日まで特別委員会で、先ほどお話のあったクボタと石播の責任者を呼んでですね参考人聴取をしながら今後の問題について協議をいたしました。ご案内のように、吉松と栗野が参加町でありましたけれども、この**3**月に合併をなさいまして消滅するというようなこともありまして、特別委員会としても余り長引いてしまってもいけないというようなこともございましたから、それぞれのご事情を含めて**2**月の**21**日に特別委員会は終わりましたけれども、今日そのようなご質問が出るとすれば、委員長報告を持ってまいりましたんですが、また、必要であれば、次回にそうしたことをご報告ができると思いますが、平成**15**年の**4**月から稼働しておりまして、いわゆる炉の建設については、先ほどお話のあったように、確か**56**億でできたと思っておりますが、

その他いろいろな物を含めると70億から80億ぐらいの巨費を投じております。実を言いますと操業以来、1号炉と2号炉とあるわけですが、1号炉が15回、2号炉が16回というふうに休止をして、その休止期間に外部委託として国分の方にもお世話になったというような事情がありました。それで現在そのことにつきましては、両ジョイントベンチャーの責任者からですね「5か年の瑕疵期間にとらわれずに、問題点については組合議会のご指示に従って全額補償をしながら、全社を挙げてこれに取り組む。」という言質を取っておりますが、細かい点については、ちょっと資料がここにありませんので、必要であれば、次回多少お持ちをして皆さんにご示しをできると思っております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。よろしゅうございますか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

ありがとうございます。私どもが懸念しているのは、その瑕疵担保期間が終了してからこういった重大なですね事故が発生すると、本市の、霧島市の負担が新たに発生するというですねそういった危惧を持っているわけです。ですから、今、議長がご報告くださいましたような形で関連、この共同企業体が責任を持ってですねこのことについては全額補償していくんだというものがあれば、私どもは安心しますので、是非、その資料がありましたら、お見せいただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

よろしゅうございますか。それでは、次回にですねデータを多少含めてご報告をさせていただきたいと思っておりますが、現在のところはですね定期的な、基本的な点検をした後はですねほぼ順調に動いておりまして、2号炉の方は3月の20日まで、その定期検診といいますか、工場の方の修理をして、1号炉の方は12月に終わっている。その後は順調に動いているというふうに聞いております。そのようなことをちょっとまとめました物を次回皆さんにお示しをしたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、じゃあそのような取り扱いをさせていただきたいと思えます。ほかにございませんでしょうか。特にございませんようですので、次回の会議日程について事務局の方から説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の合併協議会の日程と、それから小委員会の件につきましてご連絡をさせていただきます。まず、次回の合併協議会の日程でございます。第34回合併協議会は、4月21日（木曜日）午後1時半からこの多目的ホールで開催する予定でございます。よろしくをお願いいたします。それから、2点目、小委員会の件でございますが、先ほど小委員会のスケジュール案につきましては説明がありましたが、来月

の第1回の小委員会の日程、時間等につきまして若干調整をさせていただきたいと思っております。本日の合併協議会終了後に今日選任されました霧島市市章検討小委員会の**15名**の委員さんにつきましては若干この会場にお残りいただきまして日程、時間調整をお願いしたいと思います。会長席の前の方に打ち合わせ用の椅子を用意させていただきたいと思っておりますので、大体5分から**10分**程度でございますので、ご理解くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、以上をもちまして本日の議長の役目を終わらせていただきたいと思います。ご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これをもちまして第**33**回始良中央地区合併協議会を閉会いたします。

「閉 会 午後 2時56分」